

昭和二十六年五月

中学生の校外実習と証明書制度について

婦人少年局年少労働課

isp

目

次

一	まえがき	一
二	調査目的	三
三	調査方法	五
四	調査にあらわれた概況	四
	（一）中学校の校外実習に適用になつた件数と生徒数	四
	（二）監督官に相談にきた事例	七
	（三）監督官の意見及び感想について	九
	（四）学校側の意見および感想について	一一
	（五）実用主側の意見および感想について	一三

一 ま え が き

わく、年少者と保護する手段として、証明書制度が重要な役割を果していることはいまさらいうまでもない。

この証明書のうち、使用許可証明書は満十五才未満のものに必要であるが、六・三制による義務教育の延長以来、適用されるものは殆んど学びながら働く者である。

ところが、学びながら働く者のなかには、学校の社会科、職業科の実習、或いは実習とかねての集団アルバイト等があり、実習は学業の一環であるとの観点から、これらの年少者は基準法の適用から免れていたのである。

そのために、実際に、予防止係た災害の発生した例や、災害が発生しても災害保償を受けられない例などもあった。そこで彼等にも基準法を適用させることが必要となり、昨年の四月五日付の労働省、文部省共同通牒で中学校における校外実習と証明書制度の適用について、「別添」によつて、取扱いはつきり定められたのである。

即ち、中学校の生徒が夏休み冬休み或いは慶賀期の休暇などを利用して実習をする場合や、正課外のアルバイトにも全面的に基準法を適用することになったのである。その結果、学校側の計画によつて集団的に働くときでも生徒一人一人の就業許可が必要となり、就業できる事業も、非工業部門に限られるようになった。

これは、この通牒実施以来、校外実習はどのくらいあったか、又どのような効果があったか、又は不備な点があったかなど、その影響について調べたので、次にその概要をのべてみよう。

昭和二十五年四月五日 労働省婦人少年局長、労働省労働基準局長
労働省産業安定局長、文部省初等中等教育局長連名、各都道府県
労働基準局長、知事、教育委員会、附属中学校をもつ直轄学校長
宛通帳

中学校における校外実習と証明書制度の適用について

中学校生徒の夏季、冬季および農繁期などの休暇時を利用して行われる校外の実習と、この場合の証明書制度の適用については左記により取り扱われるようお願いしたい。

記

一 従来学校と事業主との話し合の上、学校外で生徒に実習を行わせることがあるが、たまたま生徒が災害に遭遇した場合などに充分の保護と救済がなかつた事例がある。このような実習は、労働保護の裏付と相持つてなされるべきであり、生徒を救済する等、担当局としてはこのような不慮の事態に備えるための充分の配慮をしなければならないこと。

二 休暇時と利用し、実習のみを継続して行う場合は、労働基準法が適用される。従つて、学校側の計画に基づき集団的に働くときも生徒個々へ満十五才未満については就業許可の申請を必要とし、且つ就業できる事業は、労働基準法第八條第一号から第五号までの規定を除く非工業部門に限られること。なお左の許可申請手続のうち、両親又は後見人と連行し労働基準監督署に提出する分については、生徒の委任をうけ、学校長が一括申請してさしつかえないが、所要欄記入の手続は、前定のとおり指導を行うこと。

三 実習の場所は、生徒の通勤距離圏内に限るものとし宿泊を伴う場合はこれを避けること。

- 四 正課外のいわゆるアルバイトについては、たとえ、素直き学校を通し集团的に働くときであつても、全面的に労働基準法が適用されることはいふまでもない。
- 五 学校長は、校外における実習の計画を決定するに先だち関係のある労働基準監督局長及び公共職業安定所長と協議し、その実習に關しては常時緊密な連絡を保つこと。

二 調 査 目 的

さきほのべたようには校外実習に基準法を適用させたのはあらわれたい結果や悪い結果を正しくつかみ充分検討して、今後証明書制度を促進させていく上の参考にしてほしいと思ひ調査したものである。

三 調 査 方 法

イ 調査事項

- ノ 基礎七三九号による基準局の調査事項
- の 中学校生徒の校外長期実習と学校を通じて集団的に働くアルバイトの就業許可件数とその生徒数
- の 前記通牒によつて証明書制度の適用を受けざるべきもので必要な手続をせず就業し監督官の臨検その他により発見せられた件数とその生徒数
- の 労働基準法の適用によつて災害をこうむつた中學生が保護をうけたような事例があれば、その件数と具体例。
2. 婦発第二〇六号による婦人少年局の調査事項
- の 学校側或いは事業主から本件適用について監督署に相談してきた事例

(2) 前記通煤実施上の監督者の感想

③ 従来校外長期実習を行つてゐる学校又は現在行つてゐる学校の学校長及びその引受け先である主なる事業主に対して次の事と聴取する。

イ 前記通煤によつて証明書制度を適用した處は実習の上にもたらした長短と影響について
ロ その他感想等

(3) 調査月日

昭和二十五年九月

四 調査にあられた概況

(1) 中学校の校外実習に適用になつた件数と生徒数

第一表により、証明書制度の適用報告を調べてみると、就業許可件数は一二三件と二〇二三名、その手続をしていないため臨検その他で発見されて就業許可の手続をした件数三九二件と生徒数一四二九名、前者とあわせて昨年四月から九月までの約五ヶ月間は一六二九件と生徒数二四五二名が就業許可されている。

災害をこうむつて防災保険の措置をとつたものは大阪に一名あつた。

第一表 中学校における校外実習と証明書制度の適用報告調

(昭和二十五年十一月十三日府内事務課でまとめたものによる)

府県	校外実習の就業許可数		監督官の臨検により発見された校外実習数		災害をこうむつて保護をうけた事例	
	件数	生徒数	件数	生徒数	件数	生徒数

山	橋	石	富	新	神	東	千	津	群	橋	茨	福	山	秋	葛	岩	香	北
梨	井	川	山	海	奈	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手	森	海
一七		二六	七〇	七一		四	四	二	七		三			二五	八			五六〇
三一〇		二六	七〇	九八		四	一四八	二	九		一四			二五	一九			五六〇
二		三	一	八	一三	九	九	二〇	六		五	二		八	一三一			一一
六		九	一	三七	二八	一一七	三九	九六	二三		六	七一		三八	二〇八			一一

高	愛	香	徳	山	廣	岡	島	島	和	奈	兵	大	京	滋	三	暖	静	岐	長
知	媛	川	島	口	島	山	根	取	歌	良	原	阪	都	賀	重	知	岡	草	野
		三九	一								一八九			三		五四	一一		一二
		三九	二								三二六			一一		五四	一一		一〇五
	四	一		三	二					七	二一		四	一三	一五		二	一	四
	九	四		四	二					二四	四八		一三	二七	一三八		二	九七	二九

備 考	計	鹿 兒 島	宮 崎	大 分	熊 本	長 崎	佐 賀	福 岡
	一、二、三、七		七、九			一、一	四、〇	一
	二、〇、二、三		七、九			一、一	四、〇	六、〇
	三、九、二		二			一、九	三、八	二、八
	一、四、二、九		二、七			一、九、五	七、三	五、七
	一							
	一							

(三)

監査署に相談にきた事例

監査署へ学校側や使用主等から相談にきた事例については、相談を受けた監査署数が四九であるが、あまり多くない。前記通牒の因には、学校長が実習計画をするときには、あらかじめ監査署と協議するようにと記してあるにもかゝらず、一つも相談どうけは監査署がない県も二一県あり、相談にきた事例は比較的少ないようである。

相談にきた事例のおもな内容は次のとおりである。

第二表 相談にきた事例内容

事 例	内 容	学 校	側 使 用 者 側	計
証明書制度適用の有無について		一 四	八	二 一
証明書制度の説明			七	一 五

- 3 証明書の手続きについて
- 4 通帳の疑義解釈について
- 5 危険有害業務について
- 6 基準法第五六條第五七條の説明

計

二八

一六

四四

三

二

五

第二表の他は、生徒が年令証明書をもつて相談にきた例や親が、子供をつれて夏休みの就労について相談にきた例、或いは、先生や使用者が定期的に相談にくるところ、或いはPTAを会を持って監督官に説明を頼んだ例などがある。

第二表の「証明書制度適用の有無について」の内訳は、実習を行う業種が、証明書制度の適用と、うけるかどうかの疑義があつて、主として商店、農業期の農家の手帳、リシゴの家掛、漁獲、工場の雑役、茶の選別業務、筆耕のような業種である。

この中の漁獲は、十歳以上の貧困家庭の生徒であつて、家庭の経済上、継続的に就業する為が目的で、特に漁獲学校と誤解、漁督官と福祉司の協力により証明書制度も適切に履行し、教育実習をかねて集団的に就労している。又適用の有無を相談にきた中で、就業不許可になつたものもあるが、例えば工場、印刷物と製造するところやランドの地盤工事、醤油工場等の実習計画は停止された。

ところが、醤油工場に就労を申請したところでは、学校として不許可を了承したにもかゝらず、生徒が夏休みの宿題に理科の蚊の数の数生物の酵母菌研究が課されたため、実際には体験研究すべく約十五名就業していたのが発見され即時停止になつた件もある。

「証明書制度の説明」についてもよく向合せているが、或る学校で、六日間勤務書の納税カードの整理実習を行う際、或いは一ヶ月間産製品の整理を行う業務に就く際、いずれも夏休み利用の校外

実習や常勤アルバイトが多い。

「4 通帳の歳暮解帳について」は、前記通帳（新発六七号）について二点同令してきたものである。その一は、「休暇時を利用して実習のみと記録して……」の記載とは何日続いた場合か、休暇の大半か、又は二、三日でも継続とみなすか、その二は、賃金その世帯内の対象として物的報酬の全額ではないときでも本表が適用になるかというのであつて、その一に対しては二日以上、その二に対しては適用がない旨それぞれ解答されている。

(三) 監督官の意見及び感想について

校外実習は証明書制度と適用する担当官としての監督官の意見について調べてみよう。

1. 校外実習の証明書制度適用をもつと周知徹底させる必要がある。
2. 就業できる年少者の募集をもつと多くしてほしい。
3. 学校側にもつと積極的な協力と求む。
4. 使用者側が本制度の適用を嫌つて困る。
5. 証明書制度の手続きが煩雑である。
6. 通帳の趣旨は学びながら働く者にとつて非常によい。
7. 本制度は学校の生徒にあまり必要でない。
8. 本制度の適用の有無の判断がむづかしい。
9. 高校生にも適用させた方がよい。
10. 取扱い手続きも年少者個人とするより簡便をよい。
11. 実習生の脱走は廃校の際に便利である。

12 就業不許可にした者に社会保障の必要がある。

13 職業安定所からの連絡が足りない。

14 基準法の八條一号から五号は徹底的に取締 まらないと危険である。

15 学校の生徒も労災保険に必ず加入させたい。

以上が監督官の意見及び感想である。

まず第一は校外実習に対する本制度の適用が、学校側・使用者側・或いは年少者自身や一般の人により知られていないことが痛感されている。この制度が校外実習に適用になることは、前記通牒によつて関係機関には周知徹底しているのであるが、学校の職業実習担当の教師にまで徹底していないとか、使用者側はその認識がうすい爲、監督官が困る場合もしは／＼あるようである。

第二の年少者の就業可能な職種についてであるが、法八條のオ一号から五号までの工業部門は一応禁止されているが、監督署長の軽作業と認めるものについては校外実習として就業させてはどうかという意見である。これは、家計補助のための集団アルバイトについては、転校の巾が狭いために監督の目の届かないところへもぐり、結局悪劣労働条件のところへ入るから請に監督署長の実價的軽作業と認めるものに就業許可を与え、監督した方がいという場合と、校外実習を行う業種は殆んど工作に類するもので、そのために学校側で監督官に内請で実習を行うから許可した方がいという場合とある。実習を行うための業種が非工業部門に制限されれば、或る程度実習や集団アルバイトの就業困難を来すであろうが、これは年少劣労働者全般の就業進とも関連して、年少者の就業開拓の問題として解決すべきであつて、工業部門の転校と許可することは危険である。

第三、第四の学校側と使用者側の協力不足については、例えば学校を今まで実習や集団アルバイトとしていたにもかゝらず、手続がめんどうだとか監督署がうるさいとかいつて中止してしまつた

り、採用者も実習生徒を今まで受入れていたにもかゝらず証明書制度を適用して労働者として雇うのには反対だといつて受入れを拒否したりするものが時々ありまたこの制度の趣旨と真に理解して協力する態度が出来てない点がある。

その他、この基準法の適用の有様について判断のむづかしい場合もある。主に校外実習の農業の場合で、例えば時間中、時間外に限らず学校から農業実習にいき、収穫も一部は学校給食、一部は売つて学用品購入、一部は児童に渡す等のような複雑な場合があり、証明書制度を適用するかどうか困る場合があるといふことである。

(四)

学校側の意見および感想について

学校側が校外実習に証明書制度を適用さすことについて、その長所と短所をどのように感じているか、次にその意見の最も多いものからおもなものを挙げてみよう。

長所

1. 本制度の適用は悪労働条件や労働災害から生徒を守るため必要である。
2. 義務教育の重要性を父兄に知らすよい資料となる。
3. 生活困難児童に対し学校の関心と援助を訴める。
4. 社会科の勉強としても非常によい。
5. 生徒が労働者としての自尊を高める。

短所

1. 手配がめんどうだから簡便にしてほしい。
2. 就業取扱に巾を持たせてほしい。
3. 許可制でなく届出制にしてほしい。

4. 本制度はあまり役にたっていない。

その他の感想

1. 本制度の適用を知らなかつた。

2. 受入先の無理解のため受入制を採すのに困難である。

3. 使用主が法を守らない。

4. 使用主も生徒に指導的な態度で接してほしい。

5. 社会一般も認識不足である。

長所については、労働条件が適正になり、労働災害からも守られる点で証明書制度の適用を歓迎するところが最も多い。これは、賃金や労働時間が、今まではつきり決めてなかつたところからはつきりさせられ、又生徒自体も正規の手続きとつて扱われている点で規則正しく明るく働き、学校も安心して実習が行えるようになった。又労働過重から救われるばかりでなく、これによつて積極的に使用主が賃金を上げたところもあるとの事である。

短所については、手続についてもう少し簡便にしてほしいとの要望が多いが、中には事務が同一にあらず夏休みが終つて了つたため、夏休みに行う予定の実習が冬休みにはまだ延長されたところや夏休みの土曜の仕事など、手続がすまない中に仕事の方がなくなつて了つた例などあり、今後考慮されるべき点である。

又この取組の制限緩和については雇用機会の全般的に少いため、学校制としては最も困難に感ずる点である。しかし、前にも述べたように受入側の理解協力と相俟つて非工業部門の軽作業を採択して就業実習を行うべきで取組制限をゆるめることは危険である。

その他の感想については、使用主に対する要望が多い。

2. の受入制の無理解については、使用主が実習とさせるのに証明書制度などで監督されるのは困るという氣持が未だにあるため、実習を受入れる余地があつてもこれに施じないところが多いのである。又その使用主の違反については、ある商店に実習にいつた生徒が夜の一時まで働かされたので学校から店主に労働時間を守るよう申入れたところ実習を断られた例もあり、使用主に対する法規励行を納えている。

(五)

使用主側の意見および感想について

校外実習や集団アルバイトと受入れている使用主側から、証明書制度適用について意見を求めてみるとおもむきのものは次のとおりである。

長所

- 1 許可制による生徒の使用は安心感があつて使用しやすい。
- 2 無意識のうちに生徒保護が行われ事故が發生しなかつた。
- 3 働く生徒に対しても信頼をもつて使用できる。
- 4 生徒自身も保護されているためか明るく元氣よく働き使用しやすかつた。
- 5 今までは一種の社会事業と想つていたが許可をうけて使用すると自由な氣分で使用をきてよい。
- 6 生徒も学生氣分が癒けて眞面目に働いてくれるからよい。

短所

- 1 監督を受けると迷惑である。
- 2 手続を簡單にしてほしい。
- 3 法の適用で労働時間と監督をきず困る。

その他感想

1. 学校でもう少し書類をととのえてほしい。

2. 取業安定所でもう少し親切に教えてほしい。

3. 短期間の実習生には適用しないでもいい。

以上が使用主側の意見であるが、このうち予期に反して使用主側にも本制度の実施はよいという意見が多い。年少者のためになることはもちろんのこと、使用者の技にも立つてこそ始めて本制度の真の目的が達成するのであるから、校外実習の場合も使用主側にこの長所を認められたことは結果として最も特筆すべきであろう。

短所としてあげられたもののうち、人の監督をうけると迷惑であるとの意見は、たゞ單なる氣分的な束縛感から迷惑であるというもので、作業が一人前でない生徒を使つた上に法の適用をされることは不利であるというような使用者の理解不足によるものがある。これは今後啓蒙によつて解決されなければならぬ。これと違つて、短所としてあげられた中に実習に協力して好意的に使用し、幾分謝礼を出したら監督の結果請書をとられたというもののように運営の改善を望むものがある。このようなことは使用者の氣理解をまず／＼深めることになるから実施担当官の態度は指導的に指導的に扱われなければならないと思う。

その他の感觸の2. 取業安定所に対する要望については、取安から紹介されたものである。その雇入れの際に本制度の通用を教えてくれなかつた爲知らなかつたものがあつた。取業安定所も本制度の運営上に重要な役割をもつてゐるのであるからこの点認識されるよう、又協力体制をとつていくようにしていかねばならない。

本年も同もなく、中学生の実習や集研アルバイトの始まる夏季休暇が迫りてきた。

昨夏四月から証明書制度を適用したことにより、休校期間が以上の諸君が回廊から恐ろしく分れたと感う。即ち、これを今後の進歩の参考の点に置き、置いて述べれば、次の事がある。

オ一は、証明書制度が中学生の校外実習に適用されることそのものは、生徒自身のためにも、学校、事業主のためにも種々の良い効果をもたらしている。しかし、適用後の日が浅いため、周知徹底が少し不足していたようにみられるが、宣伝の面も今後努力されねばならない。

オ二は、実施機関で本制度を運営するに当たり、まだ適切でない点、特に手続に關して期日が遅れたりするような欠点があげられている。監査機関は、資金未収事件その他最近多にのたけに手不足であるが、今後介するこのないよう事務促進に留意してもらいたいと願う。

オ三は、学校と実施機関、安定所、使用主等の連絡は、或る程度出来つつあるが、まだ徹底されていない点がある。これはア、方法とも相違つて今後協力体制をもつて本制度の効果とあけていきたいと願う。

最後に、本制度を適用したために果實そのものが豊富になつた例があつた点については、年々新卒者保護の全般についても共通している対策にむつかしい点がある。法理の健全実施と相互の社会事情との矛盾は当然解決し切れぬであろう。例えば、実習とすると上に雇用の制限とすれば、実習が出来るようになる場合も生ずるが、このような問題は広く社会一般の人々、使用主も雇主安定所も学校もすべてが、年々少者と保護し、育成することと謙虚的に理解してこそ解決できるものではなからうか。そのため、今年の夏休みとまじかにひかえて世の人々に理解協力をお願いすると共に、以上の結果に現れた諸点の打開のため関係機関の一層の努力を要望したい。

